

「秋田県消防広域化推進計画（案）」に関する意見 募集（パブリックコメント）の実施について

秋田県消防広域化推進計画は、平成18年の消防組織法の改正及び国の「市町村消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、平成20年3月に策定されましたが、令和6年3月に国の基本指針が改正されたことを受け、環境の変化に対応し消防力の維持・強化を図るため、県消防広域化推進計画を改定することとしました。
つきましては、本計画案に対する県民の皆様からの御意見を募集します。

1 計画の名称

秋田県消防広域化推進計画（案）

2 意見の提出期間

令和7年1月20日（月）から令和7年2月19日（水）（必着）

3 関係資料の閲覧方法

（1）印刷物の閲覧場所

総務部総合防災課消防保安室（県庁第二庁舎4階）

総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

※閲覧期間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（2）インターネットでのデータ閲覧

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）」

上の掲載場所

部署別一覧＞総務部＞総合防災課消防保安室＞消防＞「秋田県消防広域化推進計画（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

意見書様式を用意していますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、当該様式によらなくても差し支えありません。

5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。

その際、住所・氏名は公表しません。同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

計画（案）に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県総務部総合防災課 消防保安室 消防保安チーム

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1

FAX：018-824-1190

メール：shobohoan@pref.akita.lg.jp

8 お問い合わせ先

秋田県総務部総合防災課 消防保安室 消防保安チーム

電 話：018-860-4565

メール：shobohoan@pref.akita.lg.jp

※問い合わせ時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)